

第3章 計画の基本的な考え方(案)

項目	新(次期計画の事務局案)	旧(現行計画)
1. 基本目標	全ての障害者が、必要な支援を受け、社会参加し、地域で、安定し、充実した自立生活ができるまちづくり	全ての障害者が、必要な支援を受け、社会参加し、地域で、安定し、充実した自立生活ができるまちづくり
2. 基本方針		<p>全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するためには、障害の種別と程度にかかわらず、全ての障害者が、必要な支援を受けて社会参加し、地域で安定し充実した生活を継続して送れることが必要です。</p> <p>このため、日常生活の様々な場面において、必要に応じて支援を受けつつ、障害者自らが選択及び判断していくことを基本とし、主体的な生活を送ることにより、障害者の一層の自立と社会参加を促進します。</p> <p>また、日常生活を営むうえであらゆる障壁の除去に努め、全ての人が対等で平等な社会を築いていくとともに、障害当事者の参画と市民、事業者等との協力による地域福祉のネットワークづくりを推進します。</p> <p>そこで、日常生活を支える様々なサービスの提供など、障害者が地域で主体的な生活を送ることができるための切れ目ない支援を各機関との連携を図りつつ行っていきます。また、障害者が様々な活動に積極的に参加できる環境を整備するとともに、地域でともに支えあって生活するためのしくみづくりを推進していきます。</p>
分野①	<p>安心して暮らせるまちづくり</p> <p>— 地域生活への移行と自立した暮らしを支援する環境の整備 —</p>	<p>安心して暮らせるまちづくり</p> <p>— 地域生活への移行と自立した暮らしを支援する環境の整備 —</p> <p>障害者が病院や施設から地域に移行し、また、住みなれた地域社会で、自立し安心して暮らしていくために、ホームヘルプや保健・医療サービス、相談・情報提供などの日常生活に必要なサービスを提供します。そのため、地域生活を支援するための拠点の機能を拡充していきます。加えて、障害者とその家族に対するライフステージに即した相談支援の充実や、障害の早期発見・早期療育の促進などを図るとともに、特別な支援が必要な障害児に対する支援を推進します。また、グループホームや障害者が安心して暮らせるための設備を整えた住宅など、地域で暮らす障害者の生活の場及び福祉施設などの様々な活動の場の整備を進めます。</p>

項目	新(次期計画の事務局案)	旧(現行計画)
分野②	<p>ともに学び、働き、社会参加するために ― 教育・労働・社会活動への参加を支援する体制の充実 ―</p> <hr/>	<p>ともに学び、働き、社会参加するために ― 教育・労働・社会活動への参加を支援する体制の充実 ―</p> <hr/> <p>障害のある人もない人もともに学び、働き、社会参加していくために、生涯学習、スポーツ、文化などの様々な分野の社会活動と学習環境の整備を推進します。合わせて、就労に関する相談機能の強化など、一般企業への就労の促進と定着の支援を拡充するとともに、福祉的就労については、市役所が発注する物品やサービスを優先的に障害者就労施設等に発注することで仕事の確保を図ります。また、福祉のまちづくりの推進や移動手段の整備、安全対策の推進など、障害者の社会参加を推進するための条件整備に努めます。 教育・保育等の分野についても、関係機関と一体となって支援体制を充実させていきます。</p>
分野③	<p>ともに支えあうために ― 地域でともに支えあう社会の実現と障害者の権利擁護 ―</p> <hr/>	<p>ともに支えあうために ― 地域でともに支えあう社会の実現と障害者の権利擁護 ―</p> <hr/> <p>障害のある人もない人も地域でともに支えあう社会を築いていくために、保健、医療、福祉の担い手の養成、確保を図り、障害者同士や地域との交流を進めるとともに、地域福祉を推進していきます。また、障害理解を深める施策を推進し、意識のバリアフリー化を促進します。さらに、全ての障害者に対する差別や偏見をなくすため、「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を適切に運用し、市民や事業者に障害理解を広めていきます。また、障害者への虐待防止や成年後見制度の利用促進を図るなど、障害者の権利擁護に取り組みます。</p>

項目	新(次期計画の事務局案)	旧(現行計画)
3. 目標達成のための主要な取組み		障害児支援の充実
		障害の早期発見・早期療育に努めるとともに、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの利用促進とサービス向上を図ります。また、特に重症心身障害児や医療的ケア児への支援のあり方や、発達障害等の障害児の相談体制の強化や療育の場の拡充について関係機関と検討します。
		障害者施設整備の促進
		障害者の地域生活を支援するため、特に必要性の高い重度・重複障害者が利用できるグループホーム、一時保護施設、障害児通所施設等の整備を促進します。
		障害者を支えるネットワークづくり
		障害者が地域で安心して暮らせるための支援を行う地域生活支援拠点事業の機能を充実し、ライフステージに即した切れ目ない支援の実施、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、発達障害者支援の一層の充実等、地域の社会資源を活かして障害者の日常生活を支えるためのネットワークづくりを推進します。
		福祉サービスの質の向上等
		障害者サービス提供事業者への適切な指導等の実施により、福祉サービスの質の向上に努めます。 また、福祉人材の確保のための施策を推進します。
3. 目標達成のための主要な取組み		障害者雇用の促進
		市内企業へ障害者雇用の実例等の情報を提供し、障害者雇用の理解及び職場環境整備の促進を働きかけるとともに、就労の定着を支援するため関係機関と連携し、障害者への相談機能の強化を図ります。 また、一般就労が難し場合においても、就労継続支援事業等により地域において自立した生活が送れるよう支援します。

項目	新(次期計画の事務局案)	旧(現行計画)
		防災対策の推進
		<p>障害当事者を対象に災害時に備えるための「障害がある方のための防災マニュアル」及び支援者向けの「災害時障害者サポートマニュアル」の周知・活用を図るとともに、必要に応じて見直すほか、各災害に応じた福祉避難所(二次避難所)のあり方を関係機関と検討していきます。</p> <p>また、地域防災の観点から、関係所管との連携を図ります。</p>
		差別 解消の推進
		<p>障害者差別解消法及び障害者差別禁止条例に基づき、障害理解のためのガイドブックの配布やイベントの開催、障害者サポーター養成講座等により、広く市民や事業者に向けて啓発を行います。</p>
		虐待防止に向けた施策の推進
		<p>福祉施設の職員などを対象として、障害者の虐待防止研修を開催し、虐待防止に向けた啓発を行います。また、潜在化している虐待等を防止するため、広く市民に向けて障害理解の周知・啓発を行います。</p>